

# (第 期)第 1 回 技術委員会 議 事 録

. 日 時：平成 17 年 9 月 13 日（火） 14：00～16：00

. 場 所：虎ノ門パストラル ミント

. 出席者（敬称略・順不同）

委員 長：大島

副委員 長：平野

委 員：岩崎、小川、小野、加藤、川原、木村、小林、三宮、土屋、  
坪井、浜中、兵頭、満田

K H K：大角、田邊、荒井、神門、久本、小林、小山田、長沼、鈴木、  
梶村、磯村、飯沼、加藤、松木、井口、佐藤、瀬谷、丸山、  
及川、竹花、赤塚、詫間

傍 聴 者：渡辺(日本 L P ガス協会)

. 配付資料

資料 1 技術委員会技術委員名簿

資料 2 高圧ガス保安協会定款

資料 3 中期アクションプランの制定

及び高圧ガス保安協会規格（KHKS）の制定について

資料 4 技術委員会の組織及び規格策定プロセスについて

資料 5 規格委員会規程について

資料 6 技術基準作成基本方針 案

資料 7 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 17～19 年度) 案

資料 8 高圧ガス保安協会 技術委員会規程 案

資料 9 高圧ガス保安協会 規格委員会規程 案

資料 10 医療用超低温酸素容器の爆発事故調査

資料 11 石連 / 石化協 / K H K 共同

余寿命予測・供用適性評価規格の作成について

中期アクションプラン（冊子）

## ・議事概要

### 1．挨拶等

開会に当たり大角会長から概要次の挨拶があった。

当協会のこれまでの基準作成は国が定める基準のドラフト作りが主でありましたが、ここ2～3年は民間規格の作成に重点を置いてきました。民間規格は国が定める法令等とは異なり、世の中に認めて貰うためには規格の中味に加え、その作成プロセスがより重要となると考えます。

協会では、公正、公平、公開を原則とした色々な手続きを定め、民間規格の作成を始めたところであります。しかしながら、旧技術委員会組織では、その構成等の問題からデュープロセスの実行に際し問題がありました。これは各委員の方々の一致した意見でもあり、この度、技術委員会組織を改組することとなりました。

新組織では、特定分野の専門家からなる規格委員会が一義的な責任をもって規格作成を行うこととなりますが、これを全体的にハンドリングし、かつ、レビューを行うシニアな組織として、本日の技術委員会を位置付けることとしました。

第1回目である本日は、以下の審議をお願いいたします。

本技術委員会の意志決定システム等に係る関係規程類について  
旧技術委員会組織における専門委員会の新組織への移行について  
規格委員会規程について

なお、協会の技術動向の紹介として、京都府で発生した超低温容器の爆発事故調査及び石連、石化協と共同で検討を始めた余寿命予測・供用適正評価規格について報告いたします。

### 2．委員紹介等

資料1に基づき、技術委員の紹介が行われた。

事務局側出席者の紹介が行われた。

### 3．議題1) 委員長互選及び副委員長指名

#### 3-1 委員長互選

高圧ガス保安協会定款第28条第3項の規定により、本委員会の委員長は互選により定めることとなっている旨事務局から説明があった後、互選により大島委員が委員長に選任された。

大島委員長から、概要次の挨拶があった。

新たな技術委員会が発足しました。技術基準の制定に関して規格委員会のハンドリング及びレビューを行うことが技術委員会の役目でありますが、規制をより具体化する技術基準の作成の推進というKHKの今後の重要活動方針及び関係事業者のKHK技術基準に対する関心の高さを踏まえ、と責任は重大であると感じます。委員長として尽力いたしますので、皆様

方のご協力をお願いいたします。

### 3 - 2 副委員長指名

大島委員長から平野委員に副委員長をお願いしたい旨発言があり、平野委員がこれを了承し、副委員長に就任した。

### 4 . 議題 2 ) K H K アクションプランと最近の K H K 規格制定について

協会から資料 3 に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。  
K H K の規格作成への取り組みの変化として、「国が定める基準等のドラフト作成が主」から『民間規格の作成推進』へと変化したとの説明があった(資料 3 の 14 頁)。

今後、国の技術基準のドラフトを作らないということではないと思うが、検討する場合、技術委員会でも何らかの審議を行うこととなるのか。  
技術基準の性能規定化が図られたことにより、従来のように国が詳細を定めることは多くの部分で不要となり、詳細については主として民間規格が活用されるものと考えている。しかし、国が詳細を定めるものも残っているため、その様なものの検討に際しては、技術委員会に何らかの検討をお願いすることもあると考える。

### 5 . 議題 3 ) 技術委員会規程について

協会から資料 4 及び資料 8 に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。

資料 8 技術委員会規程の第 11 条 3 項について、この様な規定を設けた理由について伺いたい。

規格委員長あるいは規格委員で技術委員となる方がいるが、技術委員会の行うレビューというのは、規格委員会の手続き、作成した技術基準についての適正性の確認であるため、自分が行ってきたことを自分が決議するのはおかしいということから規定したものである。

資料 4 の 9 頁で決議・決議要件について説明しているが、“重要議案の場合の決議要件 = 委員の数の過半数以上” というのは具体的にどの様な議案なのか。

資料 8 技術委員会規程第 12 条第 4 項の異議申し立てに関する決議、第 13 条第 3 項の委員の罷免に関する決議及び第 15 条の規程の制定、改定又は廃止に関する決議が該当する。

資料 8 技術委員会規程第 15 条の決議に関して、第 12 条及び第 13 条の場合は、『…この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。』との規定があるが、第 15 条には記述がない。第 15 条も同様の規定とすべきである。

修正することとする。

資料 8 技術委員会規程の附則について、本日可決となれば、施行日は本日付となるのか。  
そのとおり。

意見交換等の後、資料 8 技術委員会規程に関する採決を出席委員の過半数以上の同意を得た上で実施した結果、委員の数の過半数(11 人)以上の賛成(満場一致)が得られ、本件は可決となった。

## 6 . 議題 4 ) 技術基準作成基本方針等及び規格委員会の設置について

### 6 - 1 技術基準作成基本方針及び技術基準整備 3 ヶ年計画

協会から資料 6 及び資料 7 に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。

資料 6 基本方針別添中の技術基準の所掌範囲について、3 . 高圧ガス分野のみ、“設計”の記述がない。何か理由があるのか。使用者側として高圧ガスを扱う場合に重要なことは、圧力や流速等を定めることであるが、これは“設計”である。追記すべきと考える。

3 . の高圧ガス分野は、高圧ガスを取り扱うユーザー規制を対象としたものである。ハード面については、技術基準の所掌範囲において『設備、施設等の設置、維持管理等』と規定しているが、ここでいう“設置”とは、適切な材料、位置等を踏まえ設置するというように色々な意味を広く包含するものとして考えていたが、敢えて“設計”を削除する必要はないのご指摘のとおり、表現を見直すこととする。

資料 6 基本方針 1 . 技術基準の作成目的について、「・・高圧ガスの製造・・及び消費」まではソフト面についての記述である。一方、『容器の製造、設計・・』はハード面についての記述であるが、ハード面について“容器”に限った記述をしているのはおかしい。

ご指摘の主旨を踏まえ、表現を見直すこととする。

意見交換等の後、資料 6 . 基本方針 5 . ( 3 ) の委員倫理の遵守について、大島委員長からより具体的な委員等倫理心得が提案され、各委員に了承された。

委員等倫理心得は、資料 6 . の中に盛り込むこととした。

### 6 - 2 規格委員会の設置及び活動中専門委員会の取扱いについて

協会から資料 4 に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。

資料 4 の 23 頁中の専門委員会と分科会の関係はどうなっているのか。

専門委員会は、旧技術委員会での組織である。新組織でこれと同じ役割を有するものが分科会となる。

意見交換等の後、

資料 6 技術基準基本方針及び資料 7 技術基準整備 3 ヶ年計画

資料 4 に示した 5 つの規格委員会の設置及び現在活動中の専門委員会の取扱い

の二議案に関する採決を出席委員の過半数以上の同意を得た上で実施した結果、出席委員の数の過半数(8人)以上の賛成(満場一致)が得られ、両議案は可決となった。

## 7. 議題 5 ) 規格委員会規程について

協会から資料 5 及び資料 9 に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。

資料 9 規格委員会規程第 21 条の解釈専門分科会の決議について、採決を委員全員の賛成としているが、この要件は解釈専門分科会のみか。また、全員の一致(全員が拒否権を有する。)が必要なのか。

解釈専門分科会のみである。解釈専門分科会は、制定された規格等の解釈を実務的に検討するものであり、従って、全員の賛成を要件としている。どうしても解釈がまとまらないものは、規格の規定内容そのものに問題があり、改正が必要な場合と考える。

資料 9 規格委員会規程第 19 条第 3 項(2)について、書面投票を“賛成”“意見付き反対”“棄権”又は“投票除外”としているが、投票を実施すると意見付き賛成という投票が返ってくる。『編集上の修正を行う賛成』を追加すべきである。

ご指摘を踏まえ修正することとする。

資料 9 規格委員会規程第 19 条第 4 項(1)・(2)の“技術的内容の変更”又は“編集上の修正”のいずれに該当するかの判断は難しいため、判断のための手順を定めるべきである。例えば、規格委員会で審議し、委員長が決定するということが考えられる。

また、同項(1)では「…再度書面投票」とされているが、(2)では“再度”の記述がない。表現を整合すべきである。

ご指摘を踏まえ修正することとする。

意見交換等の後、資料 9 技術委員会規程に関する採決を出席委員の過半数以上の同意を得た上で実施した結果、委員の数の過半数(11人)以上の賛成(満場一致)が得られ、本件は可決となった。

## 7. 議題 6 ) K H K 技術動向の紹介

### 7 - 1 京都府医療用超低温酸素容器爆発事故調査委員会報告

協会から資料 10 に基づき説明があった。

### 7 - 2 余寿命予測・供用適正評価規格の検討状況

協会から資料 11 に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。腐食速度というのは、地域・環境によって異なる。どの様なサイクルで測定し、集約していくのかといったデータの管理が重要であり、住民としては気になるところである。設備の使用期間を延ばすことは資源の有効利用の観点からも必要であるが、安全には十分配慮すべきである。

また、地震が各地で発生し問題となっており、寿命予測に際して地震の影響等も考慮する必要があるのではないかと。

腐食速度は年率 mm といった様に一律に示されるものではない。プラントによって異なるものであり、長期間のモニタリングによるデータ検証の結果から導き出されるものである。

地震(耐震)の問題についても考慮し、検討を進めている。

資料 11 の 7 頁の対象とする損傷形態について、SCC (応力腐食割れ) についてはどの様に考えているのか。

大変難しい問題であり、対象とするかどうかについて検討中である。

検討を進めていることに関しては承知していた。余寿命予測、供用適正評価は業界にとって切実な問題であり、早急にとりまとめいただきたいと考える。規格制定の方向性は示されたので、制定された後どの様に規格を活用していくのかといったことがこれからの問題となろう。

説明を聞くと余寿命を延ばすことのみ重点を置いているととれる説明ぶりの箇所があった。勿論、それが目的ではあるが、経済的な観点のみに着目せず、しっかりとした裏付けに基づく余寿命予測を行うことにより、安心できる範囲で余寿命を設定していくことが一番の目的と考える。

## 8. 次回技術委員会の開催について

第 2 回技術委員会の開催は、12 月初旬を予定している旨報告があった。

以上